

## 令和6年度第1回葛飾区児童福祉審議会 議事録

I 日時：令和6年5月20日（月）午後7時～

II 場所：葛飾区役所新館7階 705・706会議室

### III 出席者

#### 1 【出席委員14人】

有村委員長、雨宮副委員長、青木委員、伊東委員、上松委員、小林（広）委員、小林（弘）委員、西郷委員、齊藤委員、坂田委員、中村委員、松永委員、三尾委員、森委員

#### 2 【欠席委員2人】

白石委員、高岡委員

#### 3 【事務局】

子育て支援部長、児童相談部長、子育て政策課長、子ども・子育て計画担当課長、子育て応援課長、子育て施設支援課長、保育課長、児童相談課長、児童保護担当課長、子ども家庭支援課長、他担当職員

### IV 次第

#### 1 開会

#### 2 事務局紹介

#### 3 議事

報告事項

(1) 令和5年度葛飾区児童福祉審議会各部会の開催状況について

ア 里親認定部会【資料1】

イ 権利擁護部会【資料2】

ウ 児童福祉施設部会【資料3】

(2) (仮称)葛飾区社会的養育推進計画の策定について【資料4】

(3) (仮称)葛飾区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について【資料5】

#### 4 閉会

### V 配付資料

令和6年度第1回葛飾区児童福祉審議会次第

【資料1】令和5年度里親認定部会の開催状況について

【資料2】令和5年度権利擁護部会の開催状況について

【資料3】令和5年度児童福祉施設部会の開催状況について

【資料4】(仮称)葛飾区社会的養育推進計画の策定について

【資料5】(仮称)葛飾区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

【参考資料】葛飾区児童福祉審議会事務局名簿

### VI 議事要旨

## 1 開会

---

### 委員長

これより、令和6年度第1回葛飾区児童福祉審議会本委員会を開催します。皆様におかれましては、大変ご多忙の中、会議にご出席いただきましてありがとうございます。本日の議事はお手元の次第の通りでございます。それでは、事務局より、委員の出席状況の報告をさせていただきます。

### 事務局

- ・ 本日の会議の出席状況、白石委員と高岡委員が欠席であることを報告します。
- ・ 会議は葛飾区児童福祉審議会条例第8条により、委員の過半数の出席が必要となります。
- ・ 本日の出席委員は、委員16人中、14人で定足数の過半数に達していることを報告します。

### 委員長

続いて、資料の確認について、事務局より説明をお願いします。

### 事務局

本日の資料について、次第に沿って順に確認をさせていただきます。

(資料の確認)

### 委員長

本日の会議については、区ホームページなどに掲載を行うため、職員が会議風景を写真撮影いたします。予めご了承ください。

## 2 事務局紹介

---

### 委員長

続きまして、事務局より、事務局紹介をお願いいたします。

### 子ども・子育て計画担当課長

それでは、事務局より令和6年度の事務局職員を紹介いたします。人事異動もありましたので、改めて事務局職員全員の紹介をさせていただきます。

[事務局職員の紹介]

## 3 議事

---

### (1) 令和5年度葛飾区児童福祉審議会各部会の開催状況について

---

### 委員長

報告事項(1) 令和5年度葛飾区児童福祉審議会各部会の開催状況について、事務局から説明願います。

### 子ども・子育て計画担当課長

令和5年度里親認定部会の開催状況についてです。資料1をご覧ください。

- ・ 部会の所掌事項は、1つ目、児童福祉法施行令第29条に基づき、里親の認定をするに当たって、諮問を受けて答申すること。
- ・ 2つ目、里親の登録の更新又は継続が不相当と認められる者及び適否の確認を要する者につ

いて、当該登録の更新又は継続に当たって、諮問を受けて答申すること。

- ・ 3つ目、里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること、となっています。
- ・ 開催状況について、開催回数は、令和5年10月と令和6年3月の2回です。
- ・ 審議件数は、養育家庭2件、養子縁組里親1件の合計3件でいずれも審議結果は適格とされています。
- ・ その他、参考に令和6年5月1日現在の葛飾区の里親認定、登録家庭数は、養育家庭17件、養子縁組里親18件の合計35件です。

次に、令和5年度権利擁護部会の開催状況について、資料2をご覧ください。

- ・ 部会の所掌事項は、1つ目、児童福祉法施行令第32条第1項に規定する児童又はその保護者の意向が当該措置と一致しない場合その他葛飾区児童相談所長が必要と認める場合に諮問を受けて答申すること。
- ・ 2つ目、児童福祉法第33条の15第2項の規定による被措置児童等虐待に係る措置についての報告を受け、法第33条の15第3項に規定するその報告に係る意見を述べること。
- ・ 3つ目、児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の規定による立入り及び調査又は質問並びに法第33条第1項及び第2項の規定による一時保護の実施状況等の報告を受けること。
- ・ 4つ目、葛飾区子どもの権利擁護事業において、子どもの権利擁護のために必要と認められる事案について、諮問を受けて答申すること、となっています。
- ・ 開催状況について、開催回数は令和5年10月、令和6年1月、2月、3月の4回です。
- ・ 審議件数は、児童又はその保護者の意向が当該措置と一致しない場合が1件、葛飾区児童相談所長が必要と認める場合が5件で合計6件です。
- ・ 被措置児童等虐待の状況報告について、受理件数が1件です。この事案については令和6年5月23日（木）開催の権利擁護部会にて報告予定です。
- ・ 令和5年度の被措置児童等虐待の状況については、来月、区ホームページで公表します。

次に、令和5年度児童福祉施設部会の開催状況について、資料3をご覧ください。

- ・ 部会の所掌事項は、1つ目、児童福祉法第34条の15第4項の規定に基づき、同条第2項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。
- ・ 2つ目、法第35条第6項の規定に基づき、同条第4項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。
- ・ 3つ目、法第46条第4項の規定に基づき、事業停止命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
- ・ 4つ目、法第59条第5項の規定に基づき、事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
- ・ 5つ目、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）第17条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する認可を行うに当たって、諮問

を受けて答申すること。

- ・ 6つ目、認定子ども園法第21条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定により事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
- ・ 7つ目、認定子ども園法第22条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による取消しを行うに当たって、諮問を受けて答申すること、となっています。
- ・ 開催状況について、開催回数は、令和5年10月と令和6年3月の2回です。
- ・ 審議件数は、幼保連携型認定子ども園の設置認可が1件で、審議結果は適当となっております。

## 委員長

ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございますか。

(質疑なし)

では、報告事項(1)を終了いたします。

## (2) (仮称)葛飾区社会的養育推進計画の策定について

---

### 委員長

続きまして、報告事項(2)(仮称)葛飾区社会的養育推進計画の策定について、事務局から説明願います。

### 児童相談課長

(仮称)葛飾区社会的養育推進計画の策定について、資料4をご覧ください。

- ・ 経過といたしまして、国は、平成28年改正児童福祉法の理念に基づき「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じ、子どもの最善の利益を実現するため、都道府県に「都道府県社会的養育推進計画」の策定を求めています。
- ・ 「都道府県社会的養育推進計画」は、令和11年度を終期とし、「令和2年度から令和6年度まで」と「令和7年度から令和11年度まで」の期間に区分して策定されているものであり、この度、令和6年度に前期の期末を迎えるに当たり、令和4年度改正児童福祉法の内容も踏まえた全面的な見直しと新たな計画の策定が求められています。
- ・ 現在、本区では、児童相談所開設後も、東京都社会的養育推進計画に準じて取組を推進しているところですが、令和7年度から令和11年度を期間とする計画を策定する時期にきていることから、これを機に、児童相談所を設置する区として、(仮称)葛飾区社会的養育推進計画を策定するものです。
- ・ 次に、都道府県社会的養育推進計画の策定要領における計画に記載すべき事項についてです。国は、次期計画を策定にするに当たり、現行の計画において11項目としていたところ、資料の2(4)支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組、2(12)障害児入所施設における支援、の2項目を新たに加えた13項目を記載すべき項目としています。
- ・ 今後のスケジュールは、令和6年4月から11月の間に素案の検討、作成を行い、同年11月か

ら12月に開催される保健福祉委員会に素案を報告し、その後パブリック・コメントを実施します。策定に当たっては、児童養護施設の協力を得ながら、児童福祉施設や一時保護施設を利用している児童、社会的養護経験者といった、当事者の児童の意見をいただくようにします。パブリック・コメントの終了後、計画の案としてまとめ、区議会保健福祉委員会に報告し、今年度末までに計画を策定する予定です。

- ・ 本計画の策定に当たっては、児童福祉審議会及び常設の部会に計画の素案や案を適宜報告する予定です。

#### 委員長

ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございますか。

#### 委員

聞き間違いかもしれませんが、資料と異なる説明だった気がしたのですが、保健福祉委員会の開催は令和6年11月から12月でよろしいですね。

#### 児童相談課長

資料に記載の通り、令和6年11月から12月です。

#### 委員長

他にございませんか。

(他、質疑なし)

それでは、報告事項(2)を終了いたします。

### **(3) (仮称) 葛飾区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について**

---

#### 委員長

続きまして、報告事項(3)(仮称)葛飾区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、事務局から説明願います。

#### 児童保護担当課長

(仮称)葛飾区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、資料5をご覧ください。

- ・ 条例制定の経緯ですが、令和4年の児童福祉法改正により、児童相談所設置区を含む都道府県は一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないと示されています。児童虐待の増加、それに伴う一時保護所の入所の長期化、子どもの権利の制限という点において、これまで児童福祉施設の設置基準を準用した基準が設けられていましたが、新たに児童相談所としての基準を設けるということが法改正の趣旨と理解しています。
- ・ これに伴い、令和5年度末に公布された一時保護施設の設備及び運営に関する基準において、条例を定めるに当たって従うべき基準及び参酌すべき基準が示されています。これを踏まえて葛飾区の児童相談所一時保護施設についても、条例を制定するものであります。
- ・ 条例に定める主な事項についてですが、1つは、施設の第三者評価を受けて結果を公表すると

いうものです。10月の児童相談所開設以降、子どもの意見を聴く弁護士や第三者機関を入れる仕組みを作っています。

- ・ 2つ目に、児童の権利擁護です。児童相談所は子どもの権利の制限の最たるところで、入所に関して子ども自身の同意はいらぬという強い権限がありますが、子どもの権利を制限する上で、子どもの意向をきちんと確認することが求められています。現在、条例に定めるまでもなく、丁寧に子どもの意見を聴きとりながら、子どもの意向に従ったものばかりではありませんが、丁寧に説明していくということを心がけています。
- ・ 3つ目に、具体的な一時保護所の居室や求められる機能、占有する部屋の広さなどを定めています。10月に新しい建物を建てたため、基準は概ね満たされており、環境としては良好なものと理解しています。
- ・ 4つ目に、直接子どもの処遇に当たる職員について、今回の基準では、従来の基準より、子どもの人数に対して職員の人数を手厚く配置するということが定められています。一番大きなポイントです。
- ・ その他、夜間の職員の配置や、施設の管理者や指導者が公の研修を定期的に受けること、教育の保障という点で、希望する学校に通えるようにするという事です。登校については、全国的には、広いエリアを統括するところでは実施が難しいですが、葛飾区においては、学校に協力をいただきながら、可能な子どもについては登校しているという現状です。
- ・ 条例制定のスケジュールは表でお示した通りです。条例案を作成し、議案を議会に提出し、令和7年の4月に条例を施行する予定です。
- ・ 経過措置についてですが、令和8年3月31日までは、現状を継続しながら、できるところから改善するという事になっています。葛飾区では、令和7年4月1日を目指してやっていきますが、学校の登校については、状況を見ながらになります。
- ・ 条例の制定に伴い、職員の配置についても調整していく必要があります。子どもの意見表明権、現籍校への通学保証、子どもの権利擁護の方策についても、できるところから進め、継続して検討しながら、皆様方の意見を伺った上で進めていきます。

#### 委員長

ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございますか。

#### 委員

- ・ 一時保護所の診察に行っています。葛飾区の一時的保護所は感染症対応の部屋を作っており、インフルエンザやコロナがあったときに、保護所内での感染を防ぐことができます。内部で感染が広がらないということは非常に大事なことです。
- ・ 疾病がある子どもが入所時に薬を持参しておらず、すぐに我々が投薬できない、近隣医にかかるにもスタッフがいないので連れていくのに時間がかかる、ということがあります。また、ベーシックな薬は常備されていると良いと思います。条例の条文に含める必要はないと思いますが、運営に当たってご配慮願えればと思います。

#### 委員長

貴重なご意見ありがとうございます。子どもが保護される場所ですから、安全安心は大変大事なことかと思えます。

他にございますか。

#### 委員

現籍校への通学保証とありますが、具体的にどのようにされるのでしょうか。

#### 児童保護担当課長

- ・ 物理的に歩いて通える場合は、子どもが実際に歩いて登校しています。遠方で交通機関を使う場合については、引き続き検討を行っています。
- ・ 個別の状況に応じて、例えばDVがあつて、加害の保護者に接触するリスクが高い場合、登校を優先するばかりではないと思います。学校を含めた関係機関の理解がないとなかなか成立しない部分もあります。

#### 児童相談課長

- ・ 昨年度の状況ですが、可能な子どもは、公共交通機関を利用し、ケースワーカーが付き添って通学しています。そういった実績を踏まえて、子どもたちの学習権を保障できる仕組みを検討していく必要があると思います。

#### 委員長

他にございますか。

(他、質疑なし)

それでは、報告事項(3)を終了いたします。

## 4 閉会

---

#### 委員長

以上をもちまして、令和6年度第1回葛飾区児童福祉審議会本委員会を閉会いたします。皆様、ご多忙の中、ご協力ありがとうございました。